

煙火消費許可が不要な場合について

火薬類取締法施行規則第 49 条において、許可を受けないで消費することができる煙火の用途及び数量が決まっています。ただし、許可を受けなくてよい場合でも火災予防条例第 69 条に基づく煙火消費届は必要です。

火薬類取締法施行規則第 49 条（無許可消費数量）

第 49 条 法第 25 条第 1 項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

4 号 信号又は**観賞の用**に供するために煙火を消費する場合には、**同一の消費地において一日につき直径 14cm 以下の球状の打揚煙火 75 個以下(直径 6cm を超えるものの個数が 25 個以下であって、直径 10cm を超えるものの個数が 10 個以下である場合に限る。)**、仕掛煙火に使用する炎管 **200 個以下**、ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬 1g 以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g 以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）300 個以下、爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が 30 本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬 1g 以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g 以下の煙火 300 個以下又は競技用紙雷管無制限

4 号の 2 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において**演出の効果の用**に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、**同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬 50g 以下の煙火 85 個以下(その原料をなす火薬又は爆薬 15g を超えるものの個数が 35 以下であって、その原料をなす火薬又は爆薬 30g を超えるものの個数が 5 個以下である場合に限る。)**又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g 以下の煙火無制限

火災予防条例第 69 条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第 69 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の**打上げ又は仕掛け**

煙火消費を行うイベントは多様化していますので、目的が第4号の「観賞」か第4号の2の「演出の効果」のどちらに該当するのか等判断が難しい場合があります。迷った場合は消防局予防部規制課保安係（TEL:052-972-3553）までご相談ください。

第49条を表にすると以下ようになります。（以下の条件を満たす場合は煙火消費届で受付となります。）

1 第4号の観賞することを目的とした煙火消費（花火大会など）

（1）打揚煙火の消費許可が不要な条件

煙火玉の直径	煙火玉の号数	消費許可申請非該当の数量	
6cm 以下	1 号、2 号		75 個以下 25 個以下
6cm を超え 10cm 以下	3 号		
10cm を超え 14cm 以下	4 号	10 個以下	
14cm を超えるもの	5 号～	※1 個でも許可が必要	

全ての条件を満たすことが必要

（2）仕掛煙火の消費許可が不要な条件

仕掛煙火の種類	消費許可申請非該当の数量
綱・枠仕掛（ナイアガラ等の仕掛煙火）	炎管（ランス）※ ¹ の数が200個以下
爆竹（1 連結が 30 本以内）※ ²	300 個以下

※1 炎管（ランス）とは、管の中に火薬類があり、点火することで炎を噴出させるもの。

※2 爆竹は1本が火薬 1g 以下、爆薬 0.1g 以下の煙火。

2 第4号の2の演出効果を目的とした煙火消費

演劇、音楽その他芸能の公演、スポーツの興行（試合、競技会等）において演出効果を目的に煙火消費をする場合※¹で、原則料金を徴収するものに限りです。つまり学校の文化祭や結婚式の披露宴での演出効果を目的とした煙火消費は該当せず、許可が必要です。

※1 上記のイベントにて演出効果を目的として打揚煙火を消費する場合は許可が必要です。

原料をなす火薬若しくは爆薬の量	消費許可申請非該当の数量	
15g 以下		85 個以下 35 個以下
15g を超え 30g 以下		
30g を超え 50g 以下	5 個以下	
50g を超えるもの	※1 個でも許可が必要	

全ての条件を満たすことが必要